

## 廃棄物処理法における国の基本方針について

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2において「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」と規定し、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めている。

平成13年5月に告示された基本方針は、今次の廃棄物処理における諸課題の解決を図り、循環型社会への転換を図るため、平成22年12月に改定版が告示された。

### 基本方針の概要(抜粋)

#### 総論

- ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく。
- ・ 地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく。
- ・ まず、できる限り廃棄物の排出を抑制(Reduce)し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)、熱回収の順位にできる限り循環的な利用を行う。

#### 目標の設定

##### ●一般廃棄物(平成27年度目標値)

|       |               |
|-------|---------------|
| 排出量   | 平成19年度比約5%削減  |
| 再生利用率 | 約25%に増加       |
| 最終処分量 | 平成19年度比約22%削減 |

●産業廃棄物  
(略)

##### ●(参考)現状(平成19年度)における状況

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 排出量              | 51              |
| 再生利用量<br>(再生利用率) | 10.3<br>(20.3%) |
| 中間処理による減量        | 34              |
| 最終処分量            | 6.4             |

(単位 百万トン/年)

●産業廃棄物  
(略)

#### 施策の基本的枠組み

- ・ 廃棄物の排出を抑制し、適切な循環的な利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要。
- ・ 基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律、各リサイクル法等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図る。

## 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

### 【国民】

自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組む。  
また、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、事業者が法律（個別リサイクル法等）に基づいて行う措置に協力する。

### 【地方公共団体】

その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める。

また、一般廃棄物の処理事業に係るコスト分析及び情報提供を行い、必要に応じてPFI法の活用により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。

### 【事業者】

自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、廃棄物の適正な循環的利用に努める。

また、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努める。

### 【国】

国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努める。

## 一般廃棄物処理体制の確保

- ・ 一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれたものとする必要があるとあり、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要。
- ・ 収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保する。
- ・ 運搬に関しては、市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行う。
- ・ 処分に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、焼却処理量、最終処分量、ダイオキシン類の発生量が抑制されるように配慮し、また、低炭素社会との統合の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択する。
- ・ 生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、BDF化等の処理方法から地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進する。

## その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

- ・ 資源生産性や有害物質対策の観点から早期の技術開発が期待されている廃棄物からのレアメタル回収技術に関する研究や、低炭素社会との統合の観点も踏まえた廃棄物系バイオマス利活用推進の研究のさらなる促進。
- ・ 環境教育、環境学習、マイバッグ・マイボトルなどの持参の呼びかけ等の広報活動等を通じた国民の理解の促進及び関係者の協力を求める。